

みやざき木づかい県民会議
みやざき材の家づくりネットワーク部会設置規程

令和7年4月15日

(目的)

第1条 豊かな森林を次世代に引き継いでいくには、県民一人ひとりが、木材の良さや利用することの意義について理解と認識を深め、県民全体で県産材の地産地消に取り組むことが重要であることから、みやざき木づかい県民会議（以下「県民会議」という。）を設置したところである。県民会議の所掌事務の一つ県産材を利用した木造住宅の建築をより推進するため、みやざき木づかい県民会議設置要綱第7条の規定に基づき「みやざき材の家ネットワーク部会」を設置し、工務店等と連携する仕組みづくりを行い、みやざき材の家づくりの強化を図る。

(所掌事務)

第2条 みやざき材の家づくりネットワーク部会は、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) みやざき材の家づくりネットワーク部会の運営及び部会で実施するみやざき材の家づくりに関すること。
- (2) みやざき材の家づくりネットワーク部会に所属する工務店等が実施するみやざき材の家づくりの支援に関すること。

(部会構成)

第3条 みやざき材の家づくりネットワーク部会は、本会員と賛助会員で構成する。

(1) 本会員

- ①みやざき材の家づくりに積極的に取り組む工務店、ハウスメーカー
- ②みやざき材の家づくりに積極的に取り組む産直団体

(2) 賛助会員

- ①みやざき材の製材に積極的に取り組む製材工場等

(部会の運営)

第4条 部会は、宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室が運営することとし、部会長は、みやざきスギ活用推進室長をもって充てる。

2 部会事務局は、宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室で担うこととする。なお、運営に当たっては、必要に応じて本会員及び賛助会員等の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月15日から施行する。